

学校感染症による出席停止証明書

保護者様

医師や保健所により以下の学校感染症やその疑いと診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、欠席扱いにはならず、出席停止となります。つきましては、担当医の指示に従い、許可が下りるまで家庭で療養させていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。保護者が下記を記入し、学級担任へご提出ください。

1. 児童氏名と保護者の押印

田中学園立命館慶祥小学校

年 組 氏名

印

2. 学校感染症等（該当欄に○をつけてください）

○印	疾患名等	出席停止の期間の基準
	新型コロナウイルス感染症	療養期間が終了するまで
	新型コロナウイルス感染症 ・濃厚接触者 ・感染の可能性がある	健康観察期間や外出自粛期間が終了するまで
	PCR検査や抗原検査の受検	検査結果（陰性）が判明するまで
	発熱等の風邪症状がある	当該症状が消失するまで
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な投薬治療まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	溶連菌感染症	抗生剤投与1～3日後まで（主要症状が消失するまで）
	手足口病	全身症状が悪い期間（全身症状がよければ登校可）
	ヘルパンギーナ	
	その他（ ）	

3. 出席停止の期間

年 月 日～ 年 月 日

4. 医療機関名 ※新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止の場合は記入不要

受理の流れ：保護者→学級担任→養護教諭→学校管理者